平成２４年（フ）第２４２号
愛知県岩倉市神野町郷浦５番地　岩倉アイリス402号
破産者　尾家　厚史
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年３月22日午前10時
平成24年12月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４７７１号
大阪市港区弁天２丁目３番９号
破産者　谷村高速印刷株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年３月４日午後３時30分
平成24年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第１３１４号
札幌市西区西野７条１丁目４番８号、住民票上の住所札幌市西区西野７条10丁目20番５―２号
破産者　三上　節子
1　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
2　一般調査期間　平成25年１月15日から平成25年１月25日まで
平成24年12月６日
札幌地方裁判所民事第４部

破産管財人変更

平成２４年（フ）第１３５５７号
東京都品川区東五反田５丁目22番25―304号
破産者　株式会社サンエイ
破産管財人　市村　岳史が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　古川　和典
平成24年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１１３号
山口市小郡下郷2884番地　東津市営住宅631号
破産者　上岡　克史
異議申述期間　平成25年１月９日まで
平成24年12月６日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
山口市平井1418番地３
破産者　有限会社フロム山口
異議申述期間　平成25年１月10日まで
平成24年12月６日
山口地方裁判所民事部破産係

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１００７０号
東京都渋谷区鶯谷町17―12
破産者　佐藤　喜代
審尋期日　平成25年３月４日午前10時
平成24年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７１号
東京都渋谷区桜丘町29―10―414
破産者　佐藤　和民
審尋期日　平成25年３月４日午前10時
平成24年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０６１号
東京都目黒区中根１丁目３番５号
清算株式会社　エイエムエフ株式会社
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
群馬県桐生市新宿３丁目６番８号
再生債務者　丸登靴下工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　群馬県前橋市大手町３―17―20　丸山法律事務所　弁護士　丸山　和貴
平成24年12月６日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（再）第１０６号
東京都江東区毛利１丁目18番８号
再生債務者　国際気象海洋株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田小川町２丁目２番地８　天下堂ビル４階　上條・鶴巻法律事務所　弁護士　鶴巻　　暁
平成24年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０７号
東京都品川区勝島１丁目４番11号
再生債務者　株式会社ファクト
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区有楽町１丁目７番１号　有楽町電気ビルヂング北館５階512区～514区　武藤綜合法律事務所　弁護士　渡邊　淳子
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第１０４号
福岡県大牟田市四箇新町１丁目５番地
再生債務者　ＹＯＣＡＳＯＬ株式会社
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月18日から平成25年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０５号
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東470番地
再生債務者　株式会社丸中
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月７日から平成25年２月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０６号
東京都江東区毛利１丁目18番８号
再生債務者　国際気象海洋株式会社
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月12日から平成25年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
香川県坂出市府中町４番地１
再生債務者　株式会社ヨシイモータース
1　決議に付する計画案　平成24年10月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年２月１日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年１月31日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月22日
平成24年12月５日　高松地方裁判所丸亀支部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
福島県郡山市久留米６丁目85番地の４
再生債務者　栗原　久典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月６日　福島地方裁判所郡山支部

平成２４年（再）第２号
千葉県船橋市二宮２丁目28番15号
再生債務者　三幣　　明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係